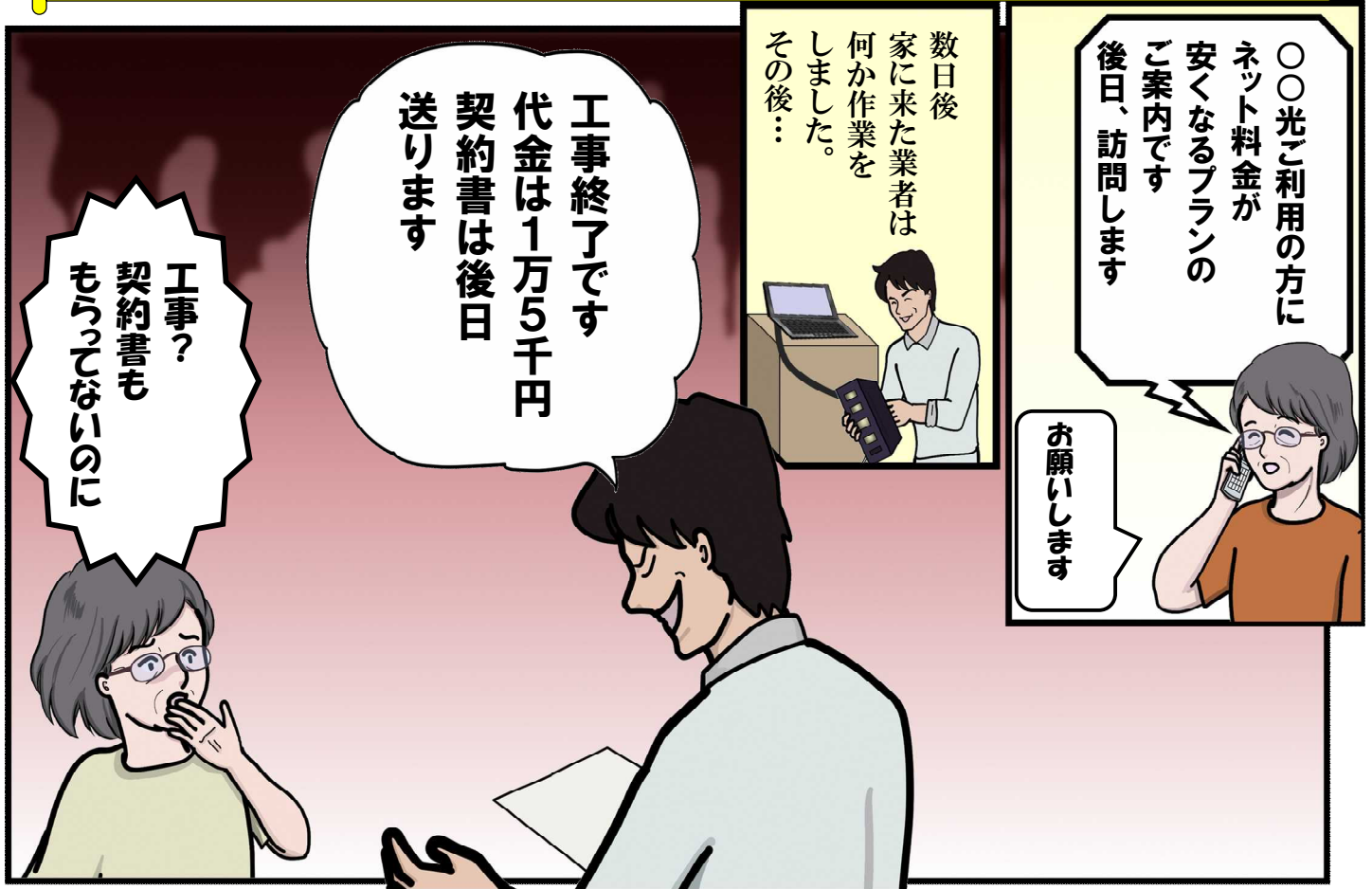




「ネット料金が安くなります」の勧誘電話にご注意！の巻



見守りポイント

- ◎大手電話会社であるかのように名乗る業者や「今のサービスが終了する」などと偽って電話で勧誘する業者もあります。
- ◎契約書面を受け取ってから8日間は「初期契約解除」ができますが、工事代金や事務手数料、利用料などがかかることがあります。(通信契約はクーリング・オフができません)

対処方法

- ◆通信サービスの契約内容は複雑です。契約を変更する場合は通信料金だけでなく、オプションサービスや解約料金などをよく確認し、家族や周囲の人に相談するなどして慎重に行いましょう。
- ◆電話の説明だけで安易に返事をするのは止めましょう。

和歌山県消費生活センター

〒640-8319
和歌山市手平2丁目1-2 県民交流プラザ和歌山ビッグ愛8F
073-433-1551
平日 9:00~17:00
土日 10:00~16:00(電話相談のみ)
※祝日・年末年始を除く

九度山町消費生活相談窓口

〒648-0198
伊都郡九度山町九度山1190 九度山町役場産業振興課内
0736-54-2019(代表)
平日 8:30~17:15
※土日・祝日・年末年始を除く

※消費者ホットライン ☎188 でもお近くの相談窓口につながります。